

平成27年7月21日
一般社団法人東京都信用金庫協会

東京都と本会による「ながら見守り連携事業」の協定締結について

信金職員が業務をしながら地域の見守り活動を行う「ながら見守り連携事業」が開始されることとなり、都と本会による協定の調印式が7月21日、東京都庁の都知事特別応接室にて舛添都知事と本会佐藤会長参加のもと行われました。

本事業では、地域住民が防犯上不安を感じている場所などを各区市町村が選定。信金職員は、業務に支障のない範囲で区市町村の指定する場所を通行し、異常を察知した場合、警察や消防などに通報することが主な内容です。また、訪問先の高齢者には、特殊詐欺など被害防止に向けて引き続き声かけもいたします（詳しい活動内容は下記参照）。

なお本事業は、本協定を基に各区市町村と別途協定等を締結した上で順次開始される予定です。

記

本事業では業務に支障のない範囲で以下の5項目の活動を実施いたします。

1. 不審者による子供への声掛け事案が発生するなど、地域住民が防犯上不安を抱く場所（以下「見守り要望箇所」という。）を営業エリア内において走行する。見守り要望箇所を走行する際は、スピードを落として走行するなど、周囲に存在を見せることで、防犯効果を高める。
2. 業務の中で、高齢者等へのあいさつを行うことにより、地域の絆の再生と犯罪被害防止を図る。
3. 交通事故の現場に遭遇した場合、急病等で救護を必要とする者、徘徊高齢者、迷子等、何らかの事情により援助を必要とする者を発見した場合や、高齢者宅等を訪問した際、異変や生活上の支障等に気づいた場合など、住民の安全安心に係る異常を認知した場合は、110番通報などにより関係機関へ通報するほか、その方への声掛けや安全確保など一時的な対応をとる。

4. 業務の中で、特殊詐欺をはじめとする犯罪の被害防止を図るため、顧客等を訪問した際等に犯罪被害防止チラシを手渡ししながら注意喚起を行う。
5. 支店等の所在地を管轄する警察署の「メールけいしちょう」等に登録し、営業エリア内で、子供に対する犯罪等の発生情報を受信した際は、現場付近を走行するなどして、予防活動を行う。

以上

<平成 27 年 7 月 21 日「ながら見守り連携事業に関する協定書」締結式>



舛添都知事

本会佐藤会長